

FOR TOMORROW

しぶや法人



〈芝離宮公園 町田和子氏〉

— 会員増強月間始まる！ — 〈年末調整説明会の開催〉

2013.10・11
No. **525**
平成25年

会員増強にご協力を(特別講演会・会員の集いのお知らせ)	3
税務コーナー	4
平成25年度年末調整説明会のお知らせ	6
事業ア・ラ・カルト	8
都税コーナー	14

法人会掲示板 10・11月

10月・11月・(12月)実施する主な事業

- 10月1日 渋谷駅前美化活動
- 10月3日 法人会全国大会＜青森大会＞
- 10月4日 青年部会役員会
- 10月6日 千駄ヶ谷まつり＜税金クイズ＞
- 10月9日 第7ブロック税務講習会
- 10月10日 第10ブロック税務講習会
- 10月15日 第2ブロック税務講習会
- 10月16日 源泉研究部会研修会
- 10月18日 第8ブロック税務講習会
- 10月20日 広尾フェア＜税金クイズ＞
- 10月21日 特別講演会・会員増強決起大会
- 10月22日 第1ブロック税務講習会
- 10月22日 青年部会・女性部会合同見学研修会
- 10月23日 第3ブロック税務講習会
- 10月24日 第9ブロック税務講習会
- 10月25日 第11ブロック税務講習会
- 10月25日 第1回タブレット教室
- 10月29日 年末融資相談会
- 10月30日 第2回タブレット教室
- 11月1日 源泉研究部会研修会（年末調整）
- 11月2日 くみんの広場
- 11月3日 くみんの広場
- 11月5日 第5ブロック税務講習会
- 11月5日 渋谷駅前美化活動
- 11月8日 第8ブロック見学研修会
- 11月6日 年末調整説明会
- 11月7日 年末調整説明会

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成25年10月16日(水)午後1時～4時
 日時 平成25年11月20日(水)午後1時～4時
 日時 平成25年12月19日(木)午後1時～4時
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
 TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 10月3日(木) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 会議室
 日時 11月19日(火) 午後1時30分～4時
 日時 11月20日(水) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

- 11月14日 税を考える週間協賛講演会
- 11月15日 渋谷税務署納税表彰式
- 11月19日 特養ホーム慰問（あやめの苑）
- 11月20日 特養ホーム慰問（けやきの苑）
- 11月21日 特養ホーム慰問（美竹の丘）
- 11月25日 e-Tax実体験セミナーと地方税（省エネ促進税制について）
- 12月3日 渋谷駅前美化活動
- 12月5日 広報委員会
- 12月18日 理事会

電気と住まいの事は
家庭用から業務用まで電化製品の

調整 工事 修理



ケイオー

笹塚本店
☎3376-2211

十号通店
☎3377-2211

太陽光専用フリーダイヤル
☎0120-035-345

当店に
なんでもおまかせください!!

お電話一本でスピーディー訪問いたします! ☎ 03-3376-2211

10月・11月・12月は 法人会の 会員増強月間

—増強目標は250社です達成にご協力下さい—

今年も法人会では、10月・11月・12月の3ヶ月間、例年通り会員増強月間を実施いたします。

増強目標は今年も250社と定め、各ブロック、また会員の皆様のご協力をお願いすることといたしました。法人会に入会しますと法人会が開催いたします諸事業に無料または非常に安い料金で参加できます。

決算法人・新設法人等の税務関係説明会や経営セミナー、夏期ゼミナール、簿記講習会、政治・経済等の講演会、人事・労務関係等のセミナーなど、幅広い分野にわたる事業に参加し、自由に最新の情報を得ることができます。また、各地域（ブロック）の諸活動にも参加ができ、地域での情報も得て、多くの経営者の方々と親交を深められます。

また、来る10月21日(月)には渋谷エクセルホテル東急に於いて「会員の集い」（特別講演会と懇親会）を開催します。この集いは、会員増強月間をいかに成功させるか、その実効を高めるための催しです。

講師には、ジャーナリストの富坂 聡氏をお迎えしてご講演いただきます。詳しくは下段をご覧ください。

法人会は「正しい申告・納税」「健全な経営」「地域社会貢献」をテーマに活動しております。会員増強に一層のご協力をお願いいたします。

特別講演会・法人会員の集いのご案内 —講演と懇親—

当会では上記の通り、会員増強月間を実施し組織の拡大強化を図ります。その目的達成の実効効果を高めるため、会員の集いを催しますので、会員皆様のご参加をお願いいたします。

記

◇と き 10月21日(月) 午後3時～6時30分

◇ところ 渋谷エクセルホテル東急 6 F
渋谷区道玄坂1-12-2(渋谷マークシティ内)
TEL 5457-0109

●受 付：午後2時

●開 会：午後3時

●講演会：午後3時10分～4時40分

◇演 題 「日本人の知らない中国の真実」

◇講 師 ジャーナリスト 富坂 聡氏

●略歴 1964年生まれ。北京大学中文系に留学した後、週刊誌記者などを経て、フリーライターとなる。

抜群の取材力、豊富な人脈を活かした中国のインサイドレポートには定評がある。

1994年21世紀国際ノンフィクション大賞（現小学館ノンフィクション大賞）優秀賞を『龍の伝人たち』で受賞。

現在「文芸春秋」「週刊文春」「週刊ポスト」など、様々な雑誌メディアへの執筆、さらにテレビのコメンテーターとしても活躍中。



◇懇親会 午後5時～6時30分

◇会 費 8,000円／1名（講演会のみは無料）

（チラシは8・9月号(No.524)に同封いたしました）

◆お申込みお問合せ 渋谷法人会事務局 黒木まで TEL 3461-0758

正しい税知識を学ぼう

税 務 署

平成25年7月から、納税証明書交付請求時の 本人確認方法等が変わりました

納税者の皆様の大切な情報を保護するために、納税証明書交付請求時の本人確認方法等を次のとおり変更します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 税務署窓口でご提示いただく本人確認書類

ご本人（法人の場合は代表者本人）又は代理人本人であることを確認させていただく本人確認書類は、次のとおりとなります。

なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かりますのでご注意ください。

(注) 1 有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

2 本人確認書類に記載された識別番号等を控えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

1枚の提示で足りるもの	2枚の提示が必要なもの
● 運転免許証 ● 写真付き住民基本台帳カード ● 旅券（パスポート） ● 小型船舶操縦免許証 ● 宅地建物取引主任者証 ● 船員手帳 ● 身体障害者手帳 ● 在留カード又は特別永住者証明書 ● 国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き） ● 海技免状 ● 電気工事士免状 ● 教習資格認定証 ● 戦傷病者手帳 ● 療育手帳	● 写真の貼付のない住民基本台帳カード ● 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保の被保険者証 ● 共済組合員証 ● 国民年金手帳 ● 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ● 共済年金又は恩給の証書 ● 上記に掲げる書類を除く、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）※ ● 学生証、法人が発行した身分証明書（顔写真付き）※

(注) 「※」を表示した本人確認書類は、「※」を表示していない本人確認書類と組み合わせてご提示ください。

「※」を表示した本人確認書類のみを2枚以上ご提示いただいても本人確認できませんので、ご注意ください。

2 郵送で請求された場合の納税証明書の送付先

納税証明書は、原則としてご本人又は法人の住所（納税地）以外には送付できませんので、あらかじめご了承ください。

なお、代理人の方の住所への送付を希望される場合は、次の書類が必要となります。

① ご本人（法人の場合は代表者本人）からの委任状

委任状には、必ず、ご本人が署名・押印（法人の場合は代表者の署名及び代表者の印鑑を押印）してください。

なお、委任されたかどうかをご本人に電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

② 代理人本人であることを確認できる書類のうち送付先住所が確認できるいずれか1種類の写し

（「1 税務署窓口でご提示いただく本人確認書類」を参照）

代理人の方の住所及び氏名が記載された面（ページ）の写しが必要となります。

なお、代理人本人であることを確認できる書類に記載された住所以外には送付できませんので、あらかじめご了承ください。

有効期限のある書類は、有効期限が記載されている面（ページ）の写しも同封してください。

(注) 代理人の方が税理士等である場合は、委任状のほか、税理士等であることを証する書類の写しを同封していただければ、税理士等の事務所へ送付できます。

詳しくは国税庁ホームページでもご紹介しています。【www.nta.go.jp】

都税事務所だより

10月は不正軽油撲滅強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため調査の手がかりを探しています。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油110番までご連絡ください。

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、走行中の車両・貯油施設・物流施設・工事現場等で燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、東京都主税局課税部課税指導課（03-5388-2958）までお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

東京都 主税局

検索



不正軽油110番

ふ せ い な く そ う
0120-231-793

24時間受付(フリーダイヤル)

FAX 03-5388-1309

Eメール S0000106@section.metro.tokyo.jp

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

～1月31日までに申告してください～

減額の対象となる住宅

- ①平成26年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下）

減額される期間・税額

- 減額される期間** 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）
- 減額される税額** 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の**1月31日まで**に、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係 電話 03-3463-4311（代表）

この社会あなたの税が生きている

渋谷税務署・渋谷区役所からのお知らせ

～平成25年分 年末調整等説明会の開催～

税務行政につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、税務署及び区役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、以下の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参の上ご来場願います。

(「年末調整のしかた」などの書類につきましては、10月下旬に発送を予定しております。)

開催日	用紙配布	説明会	対象地域(※)	会 場
11月6日(水)	9:20～9:50	10:00～12:00	上原、大山町、神山町、松濤 神宮前、神南、千駄ヶ谷、富ヶ谷	渋谷公会堂 渋谷区宇田川町1-1 (下の地図をご覧ください。)
	13:20～13:50	14:00～16:00	笹塚、西原、幡ヶ谷、初台、本町 元代々木町、代々木、代々木神園町	
11月7日(木)	9:20～9:50	10:00～12:00	宇田川町、桜丘町、渋谷、神泉町 道玄坂、南平台町、鉢山町、円山町	
	13:20～13:50	14:00～16:00	鶯谷町、恵比寿、恵比寿西、恵比寿南 猿楽町、代官山町、東、広尾	

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【お願い】

説明会当日の混雑の緩和のため、給与支給人員100人以上の場合につきましては、年末調整関係用紙を10月30日(水)午前9時30分から午前11時30分及び午後1時30分から午後4時の間に、渋谷税務署7階共用会議室において配布いたしますので、あらかじめ「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をご記入の上、ご来署願います。

また、早期に諸用紙の必要な場合も同日に配布いたします。

【問い合わせ先】

○説明会、源泉所得税関係について

渋谷税務署 源泉所得税担当 03-3463-9181 内線5032・5033

○用紙請求、法定調書関係について

渋谷税務署 管理運営部門 03-3463-9181 内線2021・2022

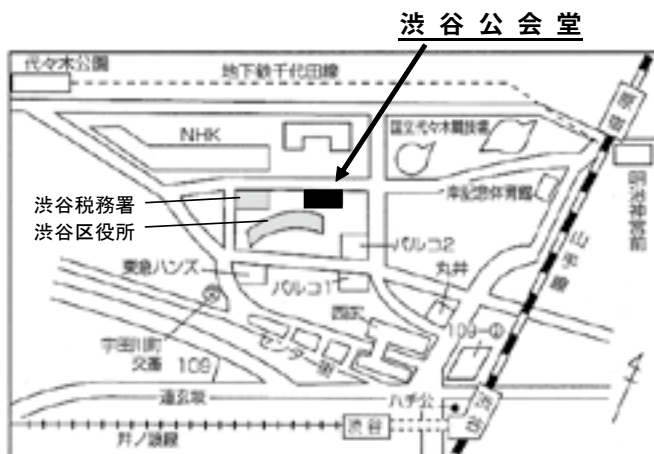
○給与支払報告書及び住民税特別徴収について

渋谷区役所 税務課 課税第一・第二係 03-3463-1719・1726・1738・1743 (直通)

自動音声案内にしたがって、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。
なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

【説明会場案内図】

◎説明会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



e-Taxを利用しよう

働く人のやる気を刺激する

前回お話ししたとおり、組織において、仕事の体系化、組織の構造化、仕事方法の標準化がなされたら、それらを総合的に機能させるにはやる気（モラル）をもった働く人が重要になる。そこで気になるのが、「やる気」とは何かである。かなり前になるが、ある専門家のお話によるとやる気を定義するのはなかなか難しいそうである。筆者は勝手に、働く人の仕事に対する気持ちのモチ方をいい、組織に所属して仕事をするをとおして、仕事の意義が自覚でき満足感が得られるよう努力しようとする気持ちのことと理解している。それをもっているから私たちは仕事をするのであろう。

そして、働く人のやる気の如何は、組織としてのやる気を示す団結力の強弱に表れることになる。視点をかえれば、仕事をするとは人間の持っている労働力という資源を使うことを意味する。となれば、働く人のやる気が高ければ、労働力はより効果的に引き出すことができるといえよう。だから、働く人のモラルを継続的に維持・向上することが企業には求められる。

近年では、モラルよりも若い世代が好んで使うモチベーション（動機づけ）のほうに重きが置かれているようである（彼らはいまひとつノラないときに、モチベーションがあがらないと表現する。恐らく自分で自分を鼓舞できない、セルフ・モチベーションができない状態をいっているのだと推測している）。

ただ、昔も今も変わらないのは、やる気のあるなしはその時々になされた状況で変化するということだ。やる気とは心の姿勢ともいえるが、心の状態はいろんなことに左右され常に変わる可能性がある。やる気を高め維持するには、心の状態を左右する要因、すなわち欲求を満足させる要因（動機）に対して適切な手立てを講じることである。とはいえ、人の欲求は千差万別である。人間はそれぞれが別個の生理的・心理的な素質をベースに日々の営みをとおして、環境や教育の影響を受けながら変化に適応し、社会性を身につけ成長していく存在である。人の欲求とか物の考え方や行動が人によって異なるのは至極当然と言わねばならない。

このことは、働く人に対するやる気の維持・向上策が、個々人の特性に着目し個人単位で講じられることは時間的にも労力的にも限界があることを示している。大勢の人間が組織に働いていることを考えればなおさらである。もちろん、時と場合に応じて個人的対応も必要であるが、人間が環境変化に適応する存在であることを考えれば、個人のやる気は組織の環境如何によって向上することは十分に考えられる。

昔から地位が人をつくるというが、このことは人間の性格、態度や興味などは環境によって変わる可能性があることを示している。実は、会社が組織や人事に関する制度を設けているのは、働く人のやる気を刺激し必要かつ良質な労働力が現出されやすい組織をつくる目的もある。そして、働く人のモラルの維持・向上に効果的な制度か否かは、人間の特質を考慮している度合いにも関わるといえるだろう。

そういえば、実際の職場で「上司とは波長があわないからモラルがあがらない」「うちの上司、仕事への指示が細かすぎて疲れる。仕事がしにくい。ディモチベート状態だ」といった類の話を一度や二度お聞きになった方は多いのではと思う。組織管理者と組織メンバーとの関係は古くて新しい問題である。使う人と使われる人との関係だからと割り切っておられる方もいるが、なかなかそうもいかないのが人の世である。相性が悪いのはひとまずおくにしても、管理者の指示が細かすぎることがやる気の低下につながっているのであれば、それは解決されなければならない。

通常、このような問題の解決には、リーダーシップの視点からアプローチをされることが多い。リーダーシップとはリーダーが組織メンバーに対して行使する対人的な影響力（指導力）といわれ、これを行使するスタイルがモラルに影響を及ぼすといわれている。先ほどの「細かすぎる指示」というのは、管理のための管理のようにメンバーからは見えているのであろう。しかし、気をつけなければいけないのは、仮にこの場合の指示型管理がメンバーからみて煩わしいものであっても、それが管理上どうしても必要だから行っている可能性があるということだ。管理者が仕事を指導するスタイルは仕事の性質によって変わらざるを得ないので、感覚的判断だけでそのスタイルの良し悪しを問うことはリスクがあるともいえる。このことは、状況や物事に応じてリーダーシップスタイルの有効性は変わることを意味する。

現代のリーダーシップ論においては、リーダーシップの能力は行動スタイルだとの認識から、経験や教育で学習できるとされる。働く人のモラルが向上し組織の高業績が期待できると考えられるリーダーシップスタイルを学び、実践すればよいのである。だから、リーダーシップスタイルは状況適応的に変えることが可能となる。だが、ここでも気をつけなくてはならないことがある。スタイルはどうあれ、リーダーシップが他者に影響を与える過程では言葉による対人コミュニケーションが主である。人間は感情の動物であるとはよくいわれることだが、このことを前提に、管理者には相手が理解し納得しやすい言葉で仕事を語る力が問われるのである。

法人会 事業 アラカルト

25年度夏期ゼミナールを開催

8月6日(火)7日(水)、恒例の夏期ゼミナールを箱根湯本温泉、箱根湯本ホテルに於いて開催した。

開会は午後3時20分、柳田会長の挨拶に引き続き経済評論家、中小企業診断士の三橋貴明氏を講師に迎え、『日本経済を救う経済政策はこれだ』－米中露韓 経済戦争と尖閣・竹島－と題して講演をいただいた。

氏は普段の会話からは想像出来ないような終始大きな声で、TPP、消費増税等と領土問題も絡めて分かり易く説明され、大変好評だった。

午後6時から懇親会に入り、会長挨拶、宇野澤顧問の乾杯に始まり、歌に会話に大いに盛り上がった。午後8時五月女副会長の中締めで宴会を終了。翌朝、朝食後解散した。

出席者 64名



柳田会長



講師：三橋貴明氏



熱心に聴講



夏期ゼミナール

会員増強合同会議を開催

公益社団法人認定後、またブロック改編後初の会員増強月間(10・11・12月)に臨むにあたり、8月28日(水)渋谷法人会館において、会員増強合同会議を開催した。

当日は渋谷税務署より杉野法人第一統括官と南審理担当上席にご出席いただき、依然として厳しい経済環境の中、退会防止策や増強目標数について最終検討をし、退会防止策については、昨年と同じく新規の入会の方には事務局から訪問し、事業内容等について説明をする。

目標数は経済環境を鑑み、今年も250社とすると決定した。



五月女組織委員長



杉野第1統括官



会員増強合同会議

実務に役立つ会社経理・税務セミナーを開催

渋谷法人会では、日商簿記3級程度の講習に併せて、正しい経理処理と法人税について学んでいただこうと、8月29日(木)より「実務に役立つ会社経理・税務セミナー」と題してセミナーを開催している。

毎回簿記のポイントについて解説するとともに税法との取扱いの相違点について分かり易く説明している。



講師：四方 茂氏

原則として毎週木曜日、12月12日までの16回の開催。講師は、税理士の四方 茂氏。受講者は13名。



実務に役立つ会社経理・税務セミナー

電子納税、電子申告を活用しよう

ブロックだより

第7ブロック研修会

日 時 7月17日(水) 午前8時15分～午後7時00分
(車中：税金クイズ)
行き先 河口湖ハーブ館、マルスワイナリーワイン工場、自然野菜農業見学
参加者 37名



全員集合

第10ブロック研修会

日 時 9月7日(土) 午前8時30分～午後6時00分
行き先 横浜税関、山手西洋館、ランドマークタワー
(車中：税金クイズ)
参加者 20名



第10ブロックバス研修会

恵比寿盆踊り大会

第2ブロック (雨宮ブロック長)

去る7月26日(金)恵比寿盆踊り大会が開催され、ブロック役員5名、事務局2名、大同生命推進員も4名参加した。

今年は去年と同じく猛暑の中の盆踊り大会となり、客足が心配されたがたくさんの方が詰め掛け、例年通り渋谷税務署提供の“税金クイズ”を配布し、景品を提供し、法人会をアピールした。



恵比寿盆踊り(簡単?)

笹塚サマーフェスティバルに参加

第7ブロック (田中ブロック長)

去る7月26日(金)笹塚駅前で毎年7月下旬に開催している模擬店やよさこいパレードなどもある、笹塚サマーフェスティバルに今年初めて法人会も参加した。



笹塚サマーフェスティバル(頑張ってます)

当日は猛暑の中、渋谷税務署から提供された恒例の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦してもらい、お菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。ブロック役員10名参加。

第16回初台地区ふれあいまつり

第8ブロック (光山ブロック長)

去る7月28日(日)初台地区で初台まつりが開催され、就業体験の代々木中学校の生徒2名と一緒にブロック役員5名、事務局からも2名参加した。



初台ふれあいまつり(熟考中)

渋谷税務署から提供された恒例の“税金クイズ”に夏休みに入ったばかりの子供たちが挑戦、一所懸命に考え、その後もらった景品に喜んでいた。

大人の方にも挑戦してもらい、法人会をアピールした。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう



食べることは 生きること

松原 英多 (医学博士)

人間は食べなければ確実に死ぬ。そして食べる行為で大切なのは口である。だが、この口の重要性を知る人は非常に少ない。

脳内は地主制度になっていて、重要な器官・臓器には広い面積が与えられている。脳が口の重要性をしっかりと認知しているから、最大級の面積を与えられている。

歯は驚くほど敏感な器官で、その敏感さは指先に勝るとも劣らない。髪の毛の太さは個人差もあるが、日本女性ではだいたい0.08ミリ。この髪の毛を歯で噛むと、はっきりと認知できる。

この認知力がいわゆる食感の原点となる。どんなご馳走も食感が悪いと、まずくなる。逆に少々味に難点があったとしても、食感がよいと美味となる。

咀嚼とは、摂取した食物を歯で咬み粉碎すること以外に、咀嚼の度に血液を脳へ送り込む仕事もある。脳への血液補給こそ、高齢者ならば認知症の最大の予防法となり、若者には最高の賢脳法となる。

では、一回の咀嚼でどのくらいの量の血液が脳へ補給されるのだろうか。普通成人の場合、心臓が一回の収縮で送り出す血液の量（一回拍出量）はおおよそ70ミリリットル。そして一回噛みしめれば、約3.5ミリリットルの血液が脳に送り込まれる。約3.5ミリリットルとは、心臓の一回拍出量の20分の1に当たる。

かくして、脳の血液循環量は約30～50%も増えるといわれている。軟食の現在でも、一食当たり620回咀嚼する。脳へは2170ccもの血液が補給される。さらに一日三食だから、6510ccの量となる。

ところが、脳は620回の咀嚼でも不十分だとし

ている。せめて1500回は欲しい。とすると5250ccもの血液量、さらに一日三食で3倍とすると、1万5750ccもの血液量を要求しているわけである。だが、1万5750ccの血液量を補給したからといって、安心してはいけない。1万5750ccとは、最低の合格線である。ちょっと危ないかもしれないが、何とか認知症予防できるだろう、賢脳にもなるだろうぐらいの量に過ぎないのだから。

食糧事情のあまりよくなかった江戸時代でも、一食当たり1500回噛んでいる。源平の戦い華やかになりし頃には、一食あたり2800回も噛んでいる。現代は高齢者といえども、脳を酷使する。横町のご隠居時代は終わりを告げたのである。

高齢者は、今までに脳内にためこんだ多くの経験を、しっかりと生かすためにも、咀嚼回数を増やして、脳をもっともっと活性化させる必要がある。若者は、もっと多くの情報を詰め込むためにも、咀嚼回数を増やすべきである。

脳内の最大級の地主である口を、それも上手に使えば、脳内の大面積が活性化して、全脳的に活動を開始し、賢脳間違いなしとなる。「最近、どうも記憶力が低下したようだ」と嘆く人は、迷わずしっかり咀嚼し、しっかり食べることである。

食べることのついでに、何を食べたらよいのかで迷う人が非常に多い。答えは簡単で、偏食の禁止である。好き嫌いなく、栄養バランスの良い食事をとることがベスト。

偏食禁止のおまけに減塩がある。成人の75%が有するという生活習慣病も、その対策の基本は減塩である。50歳を超えたら、減塩を実行し、かつ肉類を中心とした山海の珍味、いわゆるご馳走を食べるべきである。

かつて、老人粗食健康法という世迷い言が流行した。高齢者は運動量が少ないから、カロリーの少ない粗食がベストだという説である。

一応納得できそうだが、大きな見落としがある。高齢者はそのままでも、老化という大仕事を背負っている。老化という大仕事を無事にこなすためには、低カロリー食では絶対的に不足なのである。

老いも若きも、ご馳走を噛みまくり食べまくりして、賢脳になろうではないか。

メールアドレスを登録しよう

「感・即・動」の 「KSD」で夢を実現する

●「理屈」で人は動かない

今、一つのプロジェクトにボランティアで取り組んでいます。約5千人が在籍しているある奉仕団体のメンバー数を、10年前の1万人規模にもどすというプロジェクトです。期限は3年間です。

総勢28名のプロジェクトメンバーで筆者はそのリーダーです。このプロジェクトメンバーが、今、在籍している会員に働きかけて、新会員を増やそうという計画です。一人の会員が一人の新会員を入会させれば、簡単に1万人は達成できます。

そこで、なぜ会員増強をしなければならないのか、その理由を明確に記した文書と、練りに練った会員増強のための基本戦略を既存の5千人の会員に示し、さらには、どうすれば会員増強ができるかを具体的なマニュアルにまとめて配布しました。もちろん何回かに分けて説明会も開催しました。

ところが半年経っても思うほどの成果が上がりません。そこで、どうして会員増強ができないのか、何人かの会員に聞いてみました。すると多くのメンバーが「この大不況の時期に進んで社会奉仕をしたい人はいるはずはない。会員増強なんてできるわけがないよ」と答えるのです。要するに実行する前に諦めていたのです。「する。しない」の行動論ではなく、それ以前の「できる。できない」の可能性で結論を出していたわけです。「こうすればできる」と論理的に説明をしても、「理屈ではたしかにそうだが、現実はいかならない」という感情論で片づけられていたのです。

人は往々にして、新しいタスクや面倒なことを求められると、「どうすればそれをしなくてすむか」をまず考え、自分の傷がつかない言い訳を見つけ出します。

これが「感・諦・忙・忘」で、「感情的にやりたくない」「能力的に無理だ（諦め）」「忙しくて手が回らない」「忘れていた」という自分都合の言い訳です。これではいくら働きかけても成果は上がるはずがありません。考えてみれば、理屈で迫ったこちら側に非があったのです。

●人は感じた時に動く

そこでアプローチを変えてみることにしました。そのキーワードとなったのが、以前に読んだ本の中に書いてあった「感即動」という言葉です。「感動」という言葉は、この「感即動」という言葉からきているようで、深く感じた時に心が揺さぶられ、人は動くというのです。出典は「論語」だそうです。

そこで「何が人に感動をあたえるか」を筆者なりに考えてみました。

①一生懸命に何事かをしている姿

先日、東京都代表になったある小学校のマーチングバンドの演奏を聴く機会がありました。いたいけな小学生が真剣に演奏をしている姿に感動し、涙がとまりませんでした。

②ドラマチックな展開

スポーツ観戦などで、予想もしなかった素晴らしい展開・結果を目の当たりにしたときは感動します。

③崇高な行い、深い愛情と高潔な人格

誰もがまねすることができないような気高い行動、無私の愛情を注げる人や、懐が深く人間的な魅力あふれる人と接したときはだれでも感動するでしょう。

④美しいもの

素晴らしい風景や、絵画、音楽、小説、舞台、映画などの芸術に触れた時は、心がジーンときます。

⑤喜びと楽しさ

うれしいこと、楽しいことは直接心に響きます。

こうしたことから、会員増強に向けて次にとった行動は、相手の頭ではなく、直接、心に訴える作戦です。たとえば、多くの人を相手にして話すのではなく、一人一人と対面し、こちらの真剣さと熱意を伝えるようにしています。

また、なぜ会員増強が必要かを文章で示すのではなく、会員減少の推移をグラフにして視覚的に示し、感覚に訴えるようにしました。さらに楽しさを演出するために会員増強の喜びと楽しさを実感できるイベントを企画しました。

「感じさせることで人は動く」。それがやがて人々を巻き込み、時勢となっていく。これこそが夢を実現する方程式でしょう。筆者の夢も必ず実現できると確信しています。

『わが国の工業振るわざれば、之を振るわしむるは、吾日との任務にして……』

『模倣を以て、満足する限りは、日本の工業、あに論ずるに足らむや』

長い間、西洋の文化に大きく立ち遅れていた近代日本の産業界は、競って欧米の技術を模倣していくことによって発展してきた。

しかしながら、ただ海外からだのノウハウを輸入するといった模倣だけに甘んじたならば、いつまでたってもセカンド・カンントリーに終わってしまう。

当時、小平浪平は赤沢鉦山（後の日立鉦山）で、電力関係の仕事を任されていた。しかし、鉦山で使用されていたモーターなどの機械は、いずれも海外からの輸入されたものばかりであった。しかも、大金をはたいて購入した機械にもかかわらず、故障もしばしば起こ

古今東西明日を勝ち取る 「成功のルール」名言集

相川 信彦（日本作家クラブ理事）

日立製作所創業者

『小平浪平』

（1874～1951）

り、そのたびに修理に追われる始末であったという。

その機械の修理ばかりしていることに青年浪平は、大きな不満をつのらせることになったのである。

「これでは自ら作り上げたものでなく、借り物の近代化にすぎない」と、日本人による技術の伝承もできない。「このままでは、日本の産業は西洋に飲み込まれていく」といった不安が、いつも小平の頭をよぎっていた。

そこで、どんなことがあっても、日本人による技術開発をしていこうと考えたのである。「やればできる、できない理由を並べるな」。

これが〈モノづくりの心〉だと、自らを鼓舞し、1910年、自前の技術により、国産第1号の五馬力誘導電動機（モーター）を完成させ、海外でも高く評価された。

小平浪平は、「事業の繁栄を期するためには、寸時も協和一致の精神を忘れないでほしい」というメッセージを残している。

■参考文献

- ・『創業小屋の精神』 青野豊作著（アイベック刊）
- ・『日本の技術者』 中山秀太郎著（雇用問題研究会刊）
- ・『晃南日記』 小平浪平遺稿
- ・『日本をつくった企業家』 宮本又郎著（新書館刊）
- ・『日本の企業家活動』 宇田川勝著（有斐閣刊）

現代を生き抜く知恵

西都原 信（ビジネス評論家）

「趣味」と上手につき合おう！

自分の「趣味」がないという人はいないだろう。しかしながら、趣味と一口にいても、それぞれの顔が違うように、その人の好みによって千差万別である。しかも、一人で複数の趣味を持つ人も数多い。

『何か趣味を持たないかぎり、人間は真の幸福も安心も得られない。どんなものに興味を持とうと、その人の人生は素晴らしいものに変化する』アーノルド・ベネット（英国・小説家）。

『趣味ということは馬鹿にできない。人間の上等下等趣味で大概決まる』武者小路実篤（小説家・詩人）などという名言があるように、趣味は人間にとって、欠くことができないものであろう。

しかしながら、ビジネスパーソンにとっての趣味は、本業をサポートするものであってほしいし、また心のオアシスになるともいえよう。それだけに趣味と上手

につき合っていくことが求められるだろう。

■「趣味を生む」のチェックリスト

- ☐ 新しい発見にエネルギーをつかっているだろうか
- ☐ “遊び心”をもっているだろうか
- ☐ 他人の趣味に気を取られていないだろうか
- ☐ 本業に影響を与えていないだろうか
- ☐ 趣味はあなたにとってオアシスになっているだろうか
- ☐ 自分の趣味だけに埋没してはいないだろうか
- ☐ 趣味仲間とコミュニケーションを図っているだろうか
- ☐ 趣味を本業に活かすことはできないだろうか
- ☐ 流行の趣味に影響をうけてはいないだろうか
- ☐ 趣味を頻繁に変えていくことはないだろうか
- ☐ 本業を生かす趣味になっているだろうか
- ☐ 自分のテーマを設定して、自分の内面を引き出そうとしているだろうか
- ☐ 自分の意外な面を発見することはないだろうか
- ☐ 家族とともにやることはないだろうか
- ☐ 趣味が自分の逃げ場になっていないだろうか

e-Taxを体験してみよう！

平成25年8月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
3	(株)カプリチオ・ミュージック	花崎 雅芳	渋谷区渋谷3-6-4	6450-5059	音楽制作
4	(有)首都防災	石塚 晃一	渋谷区道玄坂1-18-8	6690-2758	消防設備業
5	(株)リブレ	五十嵐 渉	渋谷区道玄坂2-9-9	5428-5703	不動産
5	三船総業(株)	千脇 広久	渋谷区神南1-5-14	3462-2577	不動産
8	(株)スタジオバク	斎藤富士男	渋谷区代々木4-24-5	6276-0558	制作デザイン業
10	アークあすなろ貿易(株)	青木 克憲	渋谷区千駄ヶ谷4-16-5	5785-8801	小売業
11	フルハウス(株)	朴 美英	渋谷区神宮前5-12-4-102	3797-3319	エステサロン

セミナーオンデマンドをご覧になりましたか？

渋谷法人会HPから301タイトル、1,538のムービー（2013年9月現在）の税務から経営、経済、労務等会社経営に役立つセミナーをご覧いただけます。

会員でない方でもでもご覧いただけるものもありますが、是非会員の方はメールアドレスの登録をして、会員専用セミナーもご覧下さい。

メールアドレスの登録をすると、他のコンテンツもご利用可能となり、事業PR等もできるようになります。

公益社団法人 渋谷法人会ホームページ
URL: <http://www.tohoren.or.jp/shibuya>

渋谷法人会

検索



株式会社

定石

ハウジングセンター

不動産部 東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目1番5号 第1岩田ビル1F

TEL 03-3377-1211 (代)

建築部 東京都杉並区阿佐ヶ谷南3丁目11番12号

TEL 03-3392-1911 (代)

代表取締役 岩田 利延

東京都知事免許(8)第43747号

不動産業務全般

社団法人全国宅地建物取引業保証協会会員

社団法人東京都宅地建物取引業協会会員



法人会ホームページを活用しよう



不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

平成26年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合、新築住宅にかかる不動産取得税についての特例控除額※¹が増額され、1,300万円となります。

※1 認定長期優良住宅以外の特例適用住宅を取得した場合の控除額は、1,200万円です。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ①平成26年3月31日までの間に取得した住宅であること
(認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。)
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下)

【税額の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{住宅の価格}^{\ast 2} - 1,300\text{万円} &= \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} \times \frac{3}{100} \text{ (税率)} &= \text{税額} \end{aligned}$$

※2 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所に申告してください。

【お問い合わせ先】 住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当係
渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311（代表）

**住宅建替え中でも固定資産税・都市計画税(土地)の
住宅用地の特例が継続される場合があります(23区内)**

毎年1月1日に住宅の敷地として使われている土地（住宅用地）は、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例により、税負担が軽減されています。既存の住宅を取り壊し、1月1日に住宅を新築している土地や建替予定地は、原則として住宅用地の特例が適用されませんが、23区内では所定の要件すべてに該当する場合は、申告により住宅用地の特例が継続して受けられます。

＜平成26年度向け該当要件＞

- ・平成25年1月1日現在、住宅用地であったこと。
- ・平成26年1月1日現在、住宅の新築工事に着手していること。（平成26年1月1日までに建築確認申請書を提出し、かつ、3月末日までに着工した場合も、同様に扱います）
- ・住宅の建替えが、平成25年1月1日における建替え前の住宅の敷地と、同一の敷地で行われていること。
- ・住宅の建替えが平成25年1月1日における建替え前の住宅の所有者と、同一の者により行われていること。

* 詳しい制度の内容は、土地が所在する区の都税事務所（土地係）へ
お問合せください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311（代表）



振替納税を利用しよう

省エネ(熱損失防止)改修をした住宅 にかかる固定資産税が減額されます

＜減額の対象となる住宅＞

平成20年1月1日以前からある住宅で平成28年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く）において、一定の要件を満たす省エネ（熱損失防止）改修工事を行った住宅

＜減額の年度と額＞

改修工事完了年の翌年度分限り、居住部分で、住宅1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます（賃貸部分は、減額の対象にはなりません）。

減額を受けるためには、改修工事完了後3ヶ月以内に、申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。
なお、23区外で省エネ改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係
電話03-3463-4311（代表）

しふや法人No.524

季節のクロスワードパズル●解答

解答 ナツマツリ（夏祭り）

セ	ン	プ	ウ	キ	■	ア
ン	■	ー	■	イト	■	マ
コ	バ	ルト	■	コ	■	■
ウ	リ	■	ビー	ナ	ス	■
ハ	■	ツウ	■	ツ	タ	■
ナ	カ	ナ	オ	リ	■	イ
ビ	■	ギ	■	オイル	■	■

●当選者

しふや法人No.524の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。

当選者は、下記の方々です。

マルフエンジニアリング(株) 中田 俊一様
シンキングアバウト(株) 水野 博美様
(株)沼尾建築設計事務所 相原 恵子様
ヒロセ電子システム(株) 矢内ヒサ子様
(有)タケナカ 竹中 勲様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

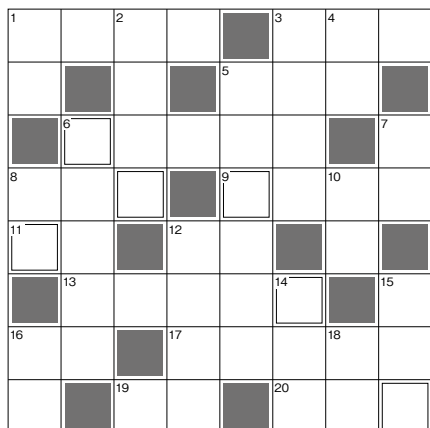
応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成25年11月8日(金)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・角田美里

<http://www.puzzle-crossword.info/>



●このクロスワードパズルはすべてカタカナが入ります。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、6つの文字を並べかえてください。最近ではこの時季にかぎったことではないのですが…

タテのカギ

- 1 ○○組と白組に分かれて対抗戦です
- 2 みんな集まれ、○○○○集合！
- 3 滑走路から大空へ飛び立ちますよ
- 4 早起きは三文の○○といえますね
- 5 開き戸やふたに用いる金具といえは？
- 6 イベントがある日には丸印でチェック
- 7 歩きすぎると、棒になっちゃう…？
- 8 走ったあとは、カラカラですね
- 10 もしも○○なら、延期にするのかな
- 12 板前さんが手ぬぐいをきりりとしめるね
- 14 石材を加工したり、細工を施したりする職人さんは？
- 15 想像によってつくりあげること。またはそのさまをいいます
- 16 ほぞ穴をあけるときに使う木工の道具と

いえは？

18 大相撲で、がっぷり○○に組んできますね
ヨコのカギ

- 1 危険のないことが、仕事では一番たいせつなことですね
- 3 知る人ぞ知る、一般にあまり知られていない温泉
- 5 たいへんだ！ 時間に遅れちゃった…
- 6 日頃のストレスも吹き飛びました。不満が○○○○
- 8 老舗が代々守っていくものですね
- 9 嬉しくも不安でも、地につかずにいるのは？
- 11 「ヨーイ、○○」でゴールめざしてかけこ
- 12 季節の○○もの、はしりの味です
- 13 体操女子の種目、○○○○平行棒
- 16 嫌なことはきっぱり「○○」と言えますか？
- 17 ○○○○○、バランスよく栄養を摂りたいですね
- 19 甘いものあり渋いものもあり、秋の果実です
- 20 であれば避けたい、遭いたくない状態です

解答欄

「街の小さなお菓子屋さん」だからこそ味わえるケーキを是非一度食べてみて下さい

現在、diamondで販売しているケーキ
焼き菓子は全てお店で作っています！

- ◇お好きな焼き菓子でギフトを作れます
- ◇ケーキの種類は30種類以上
- ◇デコレーションは季節によって変わります

Patisserie Diamond
ダイヤモンド洋菓子店
渋谷区笹塚3-17-2
TEL/FAX 3374-1371
<http://www.sasahata.com/>

公益社団法人 渋谷法人会の葬儀支援サービス

当会は会員とご家族の「ご葬儀支援」に特化した福利厚生を導入しています。
これは、万一の際の不安を解消してくれるサービスとして当会が検討を重ね、自信をもって導入したものです。
渋谷法人会会員本人並びにご家族の皆様がご利用いただけます。



大きなあんしん

トピックス

提携葬儀社「くらしの友」では お客様のご要望に合わせて、基本セットが選べるようになりました。

ご利用いただける祭壇の種類が増えて益々便利に！

葬儀支援サービスの基本セットでは、従来からの白木の祭壇に加え、ご要望が高かった、生花を用いた祭壇がご利用できるようになりました。

基本セット祭壇

※供花は除きます



白木祭壇



生花を用いた祭壇

さらに、料金をプラスアルファいただくことで祭壇のグレードアップができます。

ご利用例

※供花は除きます



基本セットご利用料金 + 10万円(税抜)



基本セットご利用料金 + 20万円(税抜)

葬儀支援サービス 2つのメリット

メリット 1 葬儀費用の軽減

渋谷法人会会員本人及びご家族の方は、首都圏平均50万円相当の葬儀に必要な基本セットが **無料** ～ 315,000円でご利用になれます。

■ ご提供される基本セットの内容(例)

祭壇	お棺	寝台車	ご遺影(白黒)／お位牌(白木)	会葬礼状(100枚)／枕飾り	ご遺体保存用品	など
	内装用品・納棺用品	車庫から10kmまで			(ドライアイス1回分)	

※火葬料や会葬者への接待費用、寺院関係の費用など、基本セットに含まれない費用は別途ご負担いただきます。

■ 対象者と基本セットご利用料金

適用種別	対象者(ご葬儀の対象となる故人さま)	ご利用料金
第1種 適用者	● 会員企業の75歳未満の全取締役 および 監査役本人	無料
第2種 適用者	● 会員企業の75歳以上の全取締役 および 監査役本人 ● 本人の配偶者 および 子女 ● 本人 および 配偶者の両親 ● 本人 および 配偶者の祖父母	252,000円 (消費税込)
特 別 適用者	● 本人 および 配偶者の兄弟姉妹・ おじ・おば・孫	315,000円 (消費税込)

※第1種・第2種適用者は、くらしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。
くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

メリット 2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼

ご依頼いただくご葬儀は、制度加盟150団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧な対応を実施いたしております。

国内最大の葬儀社ネットワーク

全国504葬儀社 2,400を超える斎場施設

● 離れて暮らす家族の葬儀依頼も依頼可能

式場ほか、ご自宅や寺院、集会所などのご葬儀も承ります。詳しくは担当の葬儀社とお打ち合わせください。

※加盟していない葬儀社や直営斎場では、当制度はご利用になれません。



全国儀式サービスのホームページで全国の葬儀社・斎場が検索できます。

全国儀式サービス 検索 <http://www.gishiki.co.jp>
【ユーザー名】 gishiki 【パスワード】 shibuya_hou

家族葬、一般葬、社葬や
宗教・宗派問わず、各地域のしきたりに
合わせたご葬儀のご相談承ります。

● 葬儀のご手配、事前のご相談・お見積りはフリーダイヤルへ

【全国儀式サービス フリーダイヤルセンター】

24時間
365日対応



0120-421-493

通話料無料

ご利用になる場合は
「渋谷法人会」とお伝えください。

このサービスは、万一の際、ご葬儀の詳細が決定する前にフリーダイヤルをしていただかないとご利用になれません。

儀式サービスについてのお問合せは ▶ 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758

株式会社 全国儀式サービス TEL 03-3739-0755

しぶや法人 第525号／平成25年10月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)